

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

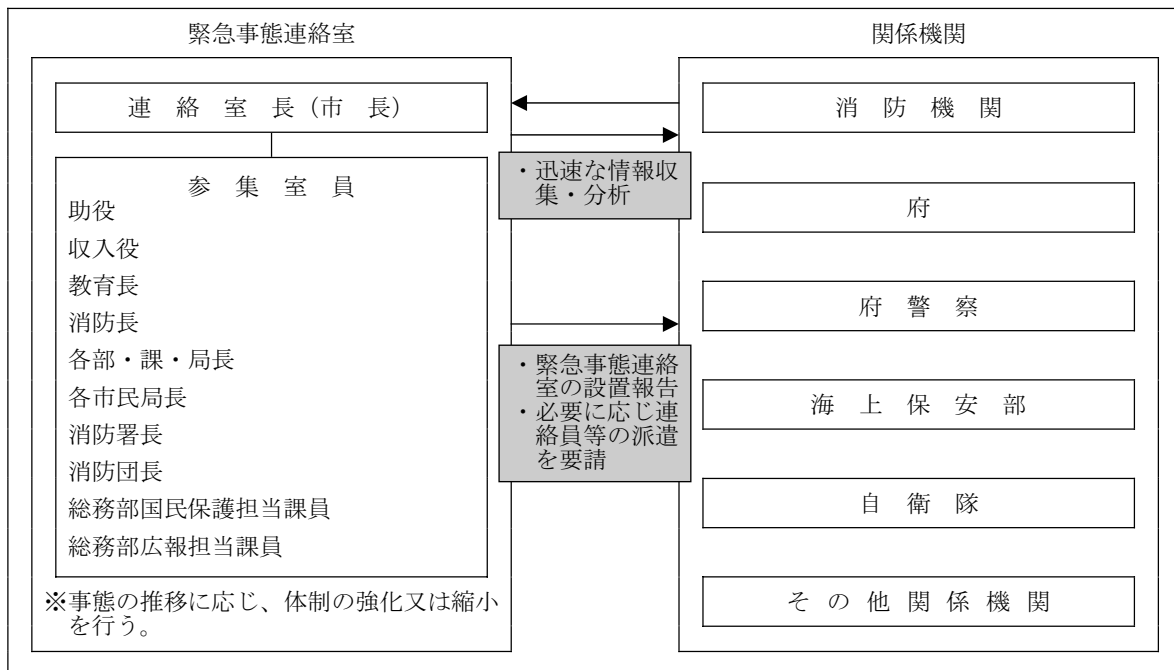
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、府及び府警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

〈市緊急事態連絡室の構成等〉



※ 住民からの通報、府からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、府、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、府に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、府等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

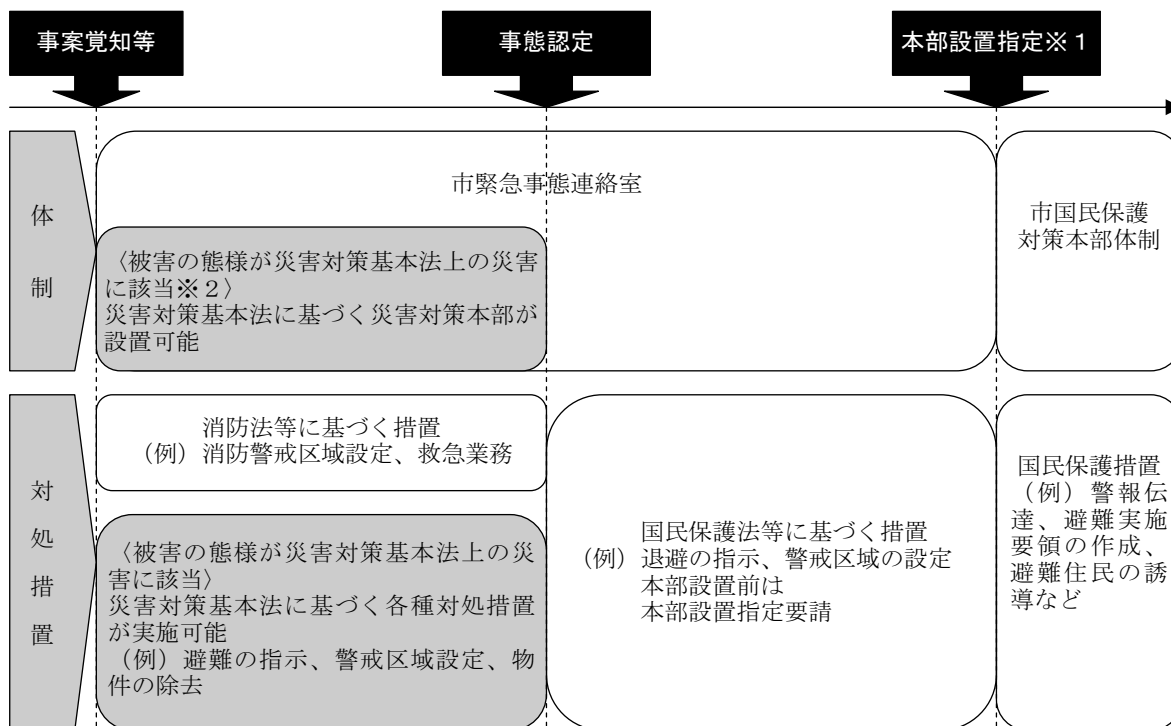
また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、府や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から府を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、総務課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合には、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、府に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、府に連絡することとしている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

【一斉参集システム】

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、次に掲げる施設に市対策本部及び支部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

〈市対策本部及び支部設置予定施設〉

○本部

設置箇所名	所在地	電話番号
峰山庁舎（2階大会議室）	京丹後市峰山町杉谷889	0772-69-0140

○支部

支部名	施設名	所在地	電話番号
峰山支部	峰山庁舎	京丹後市峰山町杉谷889	0772-69-0711
大宮支部	大宮庁舎	京丹後市大宮町口大野226	0772-69-0712
網野支部	網野庁舎	京丹後市網野町網野385-1	0772-69-0713
丹後支部	丹後庁舎	京丹後市丹後町間人1780	0772-69-0714
弥栄支部	弥栄庁舎	京丹後市弥栄町溝谷3450	0772-69-0715
久美浜支部	久美浜庁舎	京丹後市久美浜町814	0772-69-0716

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及

び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、庁舎が被災した場合等市対策本部を市役所庁舎内等に設置できない場合に備え、市対策本部の代替施設を次のとおり指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下位の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

〈市対策本部及び支部設置代替予定施設〉

○本部

	設置箇所名	所在地	電話番号
第1位	丹後文化会館	京丹後市峰山町杉谷1030	62—5200
第2位	峰山総合福祉センター	京丹後市峰山町杉谷691	69—0300
第3位	被災を免れた市内公共施設		

○支部

支部名	順位	施設名	所在地	電話番号
峰山支部	第1位	丹後文化会館	京丹後市峰山町杉谷1030	62—5200
	第2位	峰山総合福祉センター	京丹後市峰山町杉谷691	69—0300
	第3位	被災を免れた市内公共施設		
大宮支部	第1位	アグリセンター大宮	京丹後市大宮町口大野228—1	69—0662
	第2位	大宮社会体育館	京丹後市大宮町口大野208—1	64—5544
	第3位	被災を免れた市内公共施設		
網野支部	第1位	アミティ丹後	京丹後市網野町網野367	72—5261
	第2位	ら・ぼーと網野健康福祉センター	京丹後市網野町網野385—1	69—0713
	第3位	被災を免れた市内公共施設		
丹後支部	第1位	丹後地域公民館	京丹後市丹後町間人2624	75—2111
	第2位	丹後保健センター	京丹後市丹後町間人1813	75—1433
	第3位	被災を免れた市内公共施設		
弥栄支部	第1位	弥栄地域公民館	京丹後市弥栄町溝谷3443—2	65—2101
	第2位	弥栄中学校	京丹後市弥栄町溝谷3301—1	65—2554
	第3位	被災を免れた市内公共施設		
久美浜支部	第1位	久美浜保健センター	京丹後市久美浜町栃谷2371	82—1680
	第2位	久美浜中学校	京丹後市久美浜町640	82—0079
	第3位	被災を免れた市内公共施設		

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び業務分掌

市対策本部の組織構成及び各組織の業務分掌は別表1及び別表2のとおりとする。

資料編・京丹後市国民保護対策本部及び京丹後市緊急対処事態対策本部条例

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」は、秘書広報広聴課長をもって充てる。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 府と連携した広報体制を構築すること。

④ その他関係する報道機関

報道機関連絡先については、資料編のとおりとする。

資料編・関係機関連絡先一覧

(5) 市現地対策本部の設置

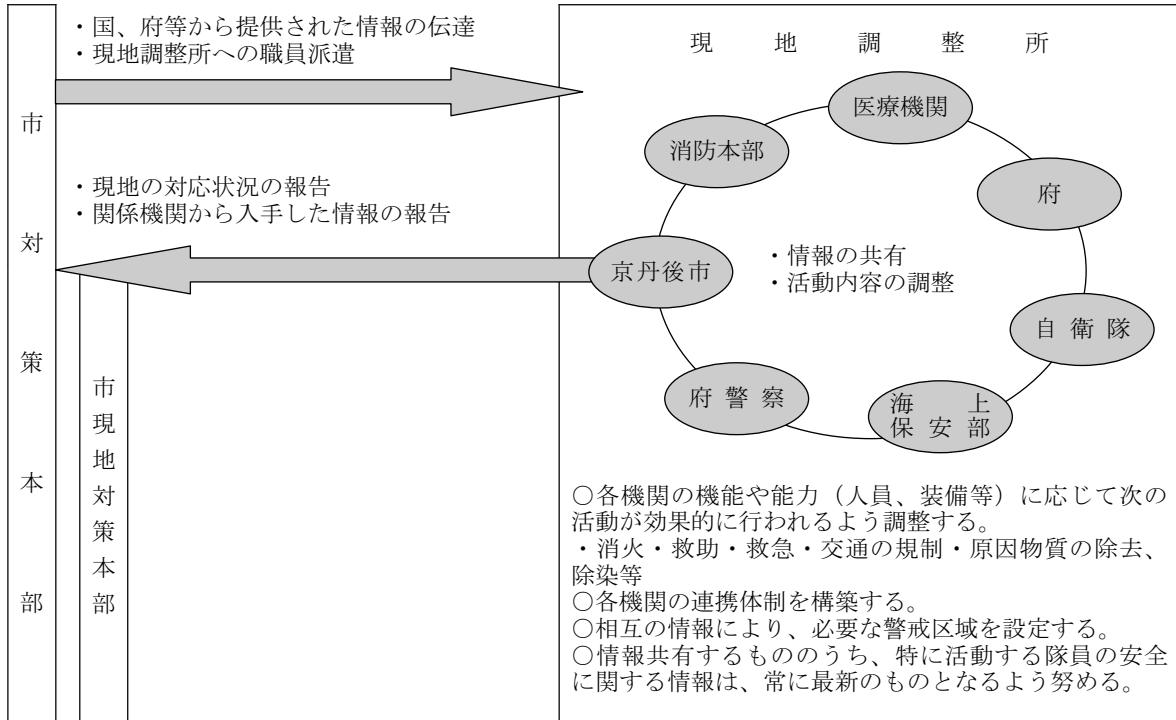
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、府等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（府、消防機関、府警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

〈現地調整所の組織編成〉



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 府対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、府対策本部長に対して、府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、府対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、府対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、集団的な避難や保護者への受け渡しなど児童、生徒等の避難に関し適切な措置をとること等必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線、若しくはインターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

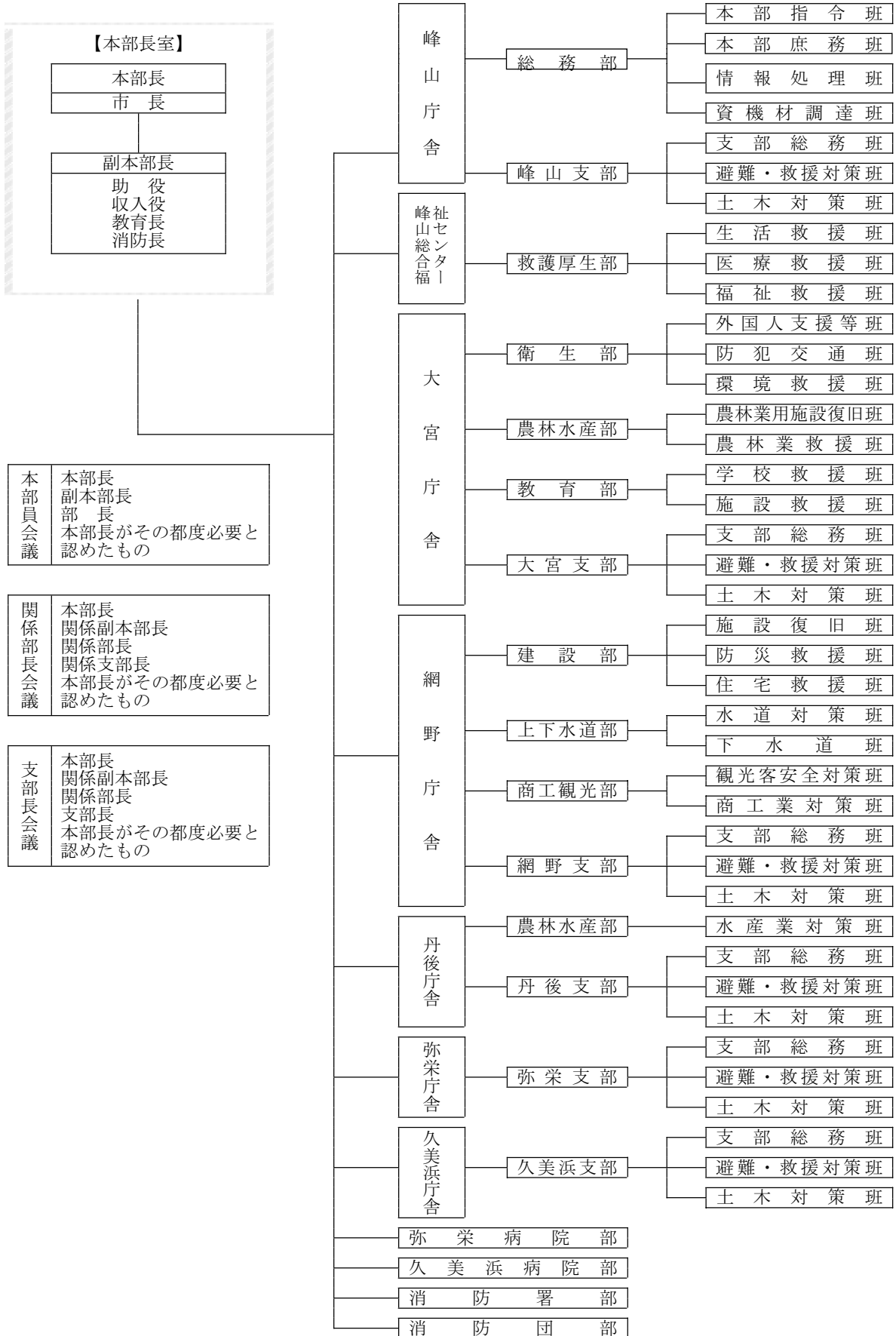
市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通

信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

別表 1 市対策本部組織図



別表2 市対策本部事務分掌

部	部長 (副部長)	班	班長	班員 構成課	事務分掌
総務部	総務部長 (議会事務局長・企画政策部長)	本部指令班	総務課長	総務課 議会総務課 生活福祉課、 市民課、農村 振興課、商工 振興課、管理 課、水道課、 教育総務課、 消防本部総務 課、消防団の 各1名指名す る職員・団員	<ol style="list-style-type: none"> 1 初動対応のとりまとめに関する事。 2 本部の設置及び閉鎖に関する事。 3 本部員会議、関係部長会議、支部長会議及び本部長室に関する事。 4 支部及び現地対策本部に関する事。 5 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関する事。 6 避難実施要領の作成に関する事。 7 住民に対する避難・退避の指示に関する事。 8 住民の避難誘導に関する事。 9 安否情報の収集に関する事。 10 被災情報のとりまとめに関する事。 11 消防本部との連絡調整に関する事。 12 消防団との連絡調整に関する事。 13 府・国・各防災関係機関との連絡調整に関する事。 14 自衛隊派遣要請に係る関係機関との連絡調整に関する事。 15 隣接市町との相互協力、他市町村への応援要請に関する事。 16 電気、ガス、電話施設等公共機関との連絡調整に関する事。 17 防災行政無線局の管理運用に関する事。 18 活動拠点の配置のとりまとめに関する事。 19 応急対策全般の調整に関する事。 20 市議会への報告及び市議会への提出書類のとりまとめに関する事。 21 被災証明書の発行のとりまとめに関する事。(本部閉鎖後は市民局所管) 22 復旧、復興対策のとりまとめに関する事。 23 分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関する事。
				人事課 監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員計画に関する事。 2 本部命令の伝達に関する事。 3 各部各班の動員状況及び災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理その他の後方支援業務に関する事。 4 災害派遣職員、自衛隊の受入れに伴う後方支援業務に関する事。
				秘書広報広聴課 企画推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報及び防災情報の処理に関する事。 2 会議記録、庁内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関する事。

		情報処理班	秘書広報広聴課長	情報政策課 税務課 行財政改革推進課 総合戦略課	<ul style="list-style-type: none"> 3 国民の権利利益救済に係る文書保存に関すること。 4 広報資料の作成等災害広報活動のとりまとめに関すること。 5 特殊標章等（赤十字標章を除く。）の交付に関すること。 6 報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務に関すること。 7 本部長、副本部長の秘書、特命に関すること。
		資機材調達班	財政課長	財政課 財産管理課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害用電話の確保に関すること。 2 応急資機材等確保に関する調整、とりまとめに関すること。 3 車両の確保、運用、輸送業者等への協力要請、緊急通行車両確認手続等緊急輸送のとりまとめに関すること。 4 国民保護措置に要した経費の支払い、精算に関すること。
救護厚生部	保健福祉部長（医療改革推進政策監）	生活救援班	生活福祉課長	生活福祉課 健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営のとりまとめに関すること。 2 被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与のとりまとめに関すること。 3 被災者向け保健、こころのケア対策のとりまとめに関すること。 4 総合相談窓口の開設、運営のとりまとめに関すること。
		医療救援班	医療改革推進政策監	医療改革推進政策監 診療所	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療、助産救護対策のとりまとめに関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 災害対策用医療薬品並びに衛生材料の調達及び配付のとりまとめに関すること。 4 赤十字標章等の申請に関すること。 <p>※診療所は、設置される地区の支部に属し救護活動に従事。</p>
		福祉救援班	高齢者福祉課長	高齢者福祉課 障害者福祉課 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障害者、乳幼児その他災害時要援護者等の救援に関する統括に関すること。 2 ボランティアの受入れのとりまとめに関すること。 3 園児の避難、救護対策のとりまとめに関すること。 4 保育所施設における避難所の開設・運営協力のとりまとめに関すること。 5 保育所における応急保育の実施のとりまとめに関すること。 6 保育所施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること。
		外国人支援等班	医療保険課長	医療保険課 市民課	<ul style="list-style-type: none"> 1 外国人の救援救護対策のとりまとめに関すること。 2 物価の安定等市民生活擁護対策のとりまとめに関すること。

衛生部	生活環境部長	防犯交通班	市民課 医療保険課	<ol style="list-style-type: none"> 被災地内の交通規制対策のとりまとめに関すること。 被災地内の防犯対策のとりまとめに関すること。 鉄道、バス等公共交通確保対策のとりまとめに関すること。 被災地内の駐車場確保対策のとりまとめに関すること。
		環境救援班	環境推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 防疫、衛生対策のとりまとめに関すること。 遺体の捜索、収容、埋葬のとりまとめに関すること。 ごみ・し尿収集処理、土砂、がれき処理のとりまとめに関すること。 災害時における環境保全対策のとりまとめに関すること。 ペットの保護対策のとりまとめに関すること。
農林水産部	農林水産部長	農林業用施設復旧班	農村整備課 農村調整課	<ol style="list-style-type: none"> 農地、農林業用施設の被害調査のとりまとめに関すること。
		農林業救援班	農村振興課 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 農林作物、農林業生産施設の被害調査、応急対策のとりまとめに関すること。 農林業関係の復興支援対策のとりまとめに関すること。 農協を通じた食料その他救助救援物資、資機材、農林業生産資材などの確保、調達、配付協力のとりまとめに関すること。
		水産業対策班	海業水産課長	<ol style="list-style-type: none"> 漁港に係る災害対策のとりまとめに関すること。 漁港施設の防災及び応急対策、災害復旧のとりまとめに関すること。 水産及び漁業関係の被害調査、応急対策のとりまとめに関すること。 漁港の関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関すること。
教育部	教育委員会事務局次長	学校救援班	学校教育課 教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> 児童、生徒の避難、救護対策のとりまとめに関すること。 園・学校施設における避難所の開設・運営協力のとりまとめに関すること。 園・学校における応急教育の実施のとりまとめに関すること。 園・学校施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること。
			社会教育課 文化財保護課	<ol style="list-style-type: none"> 社会教育施設、体育施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに関すること。 社会教育施設、体育施設における活動拠点施設の開

		施設救援班	社会教育課長		<p>設・運営協力のとりまとめに関すること。</p> <p>3 社会教育施設、体育施設被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること。</p> <p>4 文化財等の被害調査及び応急対策、復旧のとりまとめに関すること。</p>
建設部	建設部長	施設復旧班	土木課長	土木課 管理課	<p>1 道路・橋梁の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに関すること。</p> <p>2 河川・水路・海岸・砂防施設等の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに関すること。</p> <p>3 災害応急対策用資機材の調達、配分のとりまとめに関すること。</p>
		防災救援班	管理課長	管理課 土木課	<p>1 道路・橋梁交通不能等による人的危険回避対策のとりまとめに関すること。</p> <p>2 冠水、浸水、高潮、土砂崩れ等による人的危険回避対策のとりまとめに関すること。</p> <p>3 他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関すること。</p>
		住宅救援班	都市計画・建築住宅課長	都市計画・建築住宅課 管理課 土木課	<p>1 被災建築物応急危険度判定実施のとりまとめに関すること。</p> <p>2 被災宅地危険度判定実施のとりまとめに関すること。</p> <p>3 応急仮設住宅の用地確保、建設のとりまとめに関すること。</p> <p>4 被災者への住宅供給のとりまとめに関すること。</p> <p>5 被災住宅の災害救助法に基づく応急修理等のとりまとめに関すること。</p>
上下水道部	上下水道部長	水道対策班	水道課長	水道課	<p>1 水道施設の被害調査、応急復旧のとりまとめに関すること。</p> <p>2 緊急時活動用水、飲料水の確保のとりまとめに関すること。</p> <p>3 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水のとりまとめに関すること。</p> <p>4 他水道事業者及び水道関係業者団体等との連絡のとりまとめに関すること。</p>
		下水道班	下水道課長	下水道課	<p>1 下水道施設等の被害調査、応急復旧のとりまとめに関すること。</p> <p>2 下水道施設を活用したし尿処理協力のとりまとめに関すること。</p> <p>3 他下水道事業者及び下水道関係業者団体等との連絡のとりまとめに関すること。</p>
商工	商工	観光客安全対策班	観光振興課長	観光振興課 丹後の魅力総合振興課	<p>1 市内滞在中観光客の安全確保のとりまとめに関すること。</p> <p>2 観光施設における応急対策、災害復旧のとりまとめに関すること。</p>

観 光 部	観 光 部 長	商 工 業 対 策 班	商 工 振 興 課 長	商工振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業、工業団地の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること。 2 中小企業における応急対策、災害復旧のとりまとめに関すること。 3 商工業関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関すること。
	弥 栄 病 院 部 長	診療部 看護部 薬剤部 技術部 栄養部 地域医療連絡室 訪問看護ステーション 管理課 ※班の編成は、病院の規定による。			<ol style="list-style-type: none"> 1 入院者、来院者の安全確保に関すること。 2 地域中核病院としての市民病院の運営に関すること。 3 基幹災害医療センター（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域医療センター（府立与謝の海病院）との連絡に関すること。 4 広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保に関すること。 5 救護班の編成、派遣に関すること。 6 遺体の検案に関すること。
	久 美 浜 病 院 部 長	診療部 看護部 薬剤部 技術部 栄養部 地域医療連絡室 訪問看護ステーション 管理課 ※班の編成は、病院の規定による。			<ol style="list-style-type: none"> 1 入院者、来院者の安全確保に関すること。 2 地域中核病院としての市民病院の運営に関すること。 3 基幹災害医療センター（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域医療センター（府立与謝の海病院）との連絡に関すること。 4 広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保に関すること。 5 救護班の編成、派遣に関すること。 6 遺体の検案に関すること。
	消 防 署 部 長	消 防 署 ・ 各 分 署 所 長	消 防 署 ・ 各 分 署 所 員		<ol style="list-style-type: none"> 1 消火及び救出、救助、救急活動全般に関すること。 2 市本部との連絡調整に関すること。 3 消防活動状況の把握及び記録に関すること。 4 災害情報の収集連絡に関すること。 5 被害状況の把握及び記録集計に関すること。 6 広域消防応援の受入れ及び調整に関すること。 7 危険物等の被害調査及び応急対策に関すること。 8 避難の安全確保に関すること。
	消 防 団 部 長	各 消 防 分 団 長	各 消 防 分 団 員		<ol style="list-style-type: none"> 1 初期消火及び出火防止活動に関すること。 2 倒壊建物等生理め被災者の救出に関すること。 3 市民向け避難命令の伝達、広報の協力に関すること。 4 緊急避難時の誘導、安全確保に関すること。 5 負傷者の救護に関すること。 6 行方不明者の救助・捜索活動に関すること。 7 火災、水災等の被災状況調査の協力に関すること。 8 被災地における防犯対策への協力に関すること。
		支 部 総	市 民 福	市民福祉課 総務部派遣職	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の本部への報告に関すること。

各 支 部	各 支 局 長	務班	社課長	員	2 本部との連絡調整、その他支部における庶務・連絡業務に関する事。
		避難・救援対策班	市民福祉課長	市民総務課 教育分室 幼稚園 小・中学校 図書館 給食センター 保育所 診療所 企画政策部、 精算環境部、 保健福祉部、 教育委員会事務局の各派遣職員	1 住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取りに関する事。 2 災害時要援護者等の安全確保対策に関する事。 3 避難所の開設準備・初期開設、運営業務に関する事。 4 災害時における総合相談窓口の開設、運営に関する事。 5 その他救護厚生部、衛生部、教育部の所管する災害警戒、応急対策活動に関する事。
		土木対策班	地域事業課長	地域事業課 農林水産部、 建設部、上下水道部、 商工観光部の各派遣職員	1 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集に関する事。 2 道路交通に関する応急対策活動に関する事。 3 農林業用施設等に関する応急対策活動に関する事。 4 上下水道施設に関する応急対策活動に関する事。 5 観光施設に関する応急対策活動に関する事。 6 その他農林水産部、建設部、上下水道部、商工観光部の所管する災害警戒、応急対策活動に関する事。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・府の対策本部との連携

(1) 国・府の対策本部との連携

市は、府の対策本部・支部及び、府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・府の現地対策本部との連携

市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、府・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他府の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊京都地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員（陸上自衛隊第7普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方隊、航空自衛隊第35警戒隊）を通じて、陸上自衛隊にあつては中部方面総監、海上自衛隊にあつては舞鶴地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官を介し、防衛庁長官に連絡する。

- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

資料編・京都府広域消防相互応援協定書

- ・京都府広域消防相互応援協定実施細目
- ・消防相互応援協定締結先一覧
- ・他自治体等との相互応援協定締結先一覧

(2) 府への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、府を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、府を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、府に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、府と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めるなど、ボランティア活動を支援する。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、府や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導

避難誘導を行う警察官等、市職員、消防職員及び消防団員は、法第70条の規定により避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助を行うよう協力を要請することができる。

(2) 避難住民等への救援

市は、救援を行うため必要があるときは、法第80条の規定により、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、必要な援助について協力を要請することができる。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

消防職員、市職員、警察官等は、消火・救急・救助等の活動のため緊急の必要があると認めるときは、法第115条の規定により住民に対し、必要な援助についての協力を要請することができる。

(4) 保健衛生の確保

市は、武力攻撃災害の発生により、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講じるため緊急の必要があるときは、法第123条の規定により、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ確かな伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、府から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、青年会議所、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

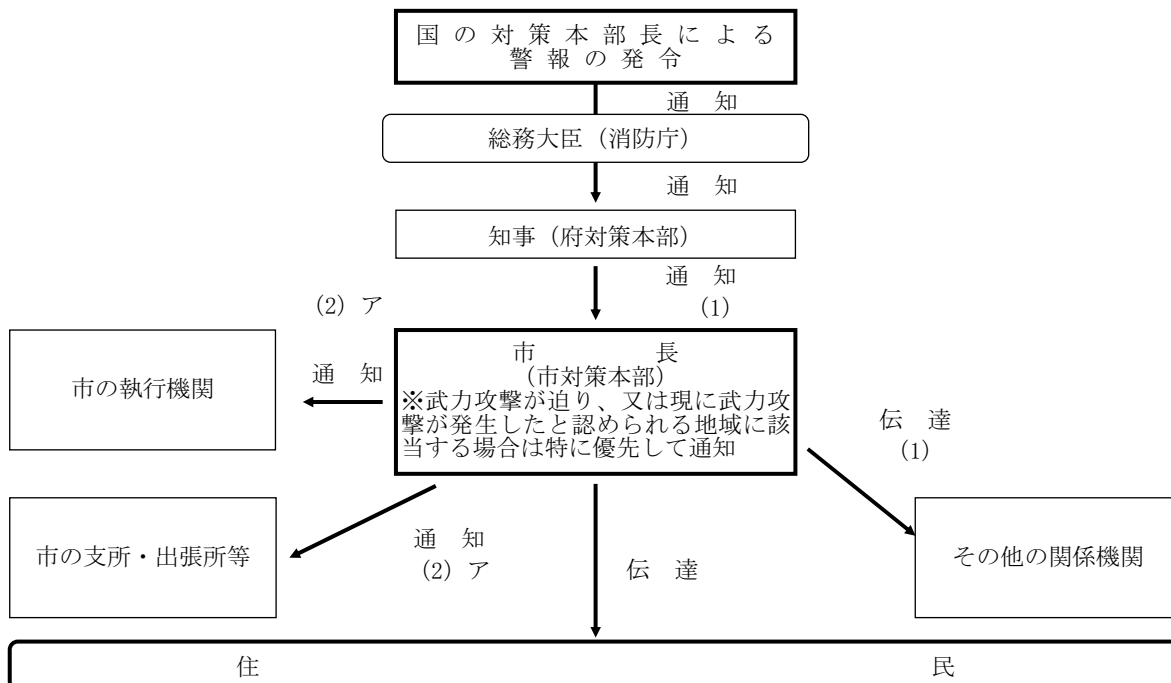
(2) 警報の内容の通知

ア 市は、他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、久美浜病院、弥栄病院、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.kyotango.kyoto.jp/>）に警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり。

〈市長から関係機関への警報の通知・伝達〉



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当分の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で

吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載を始めとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、府警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉関係部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

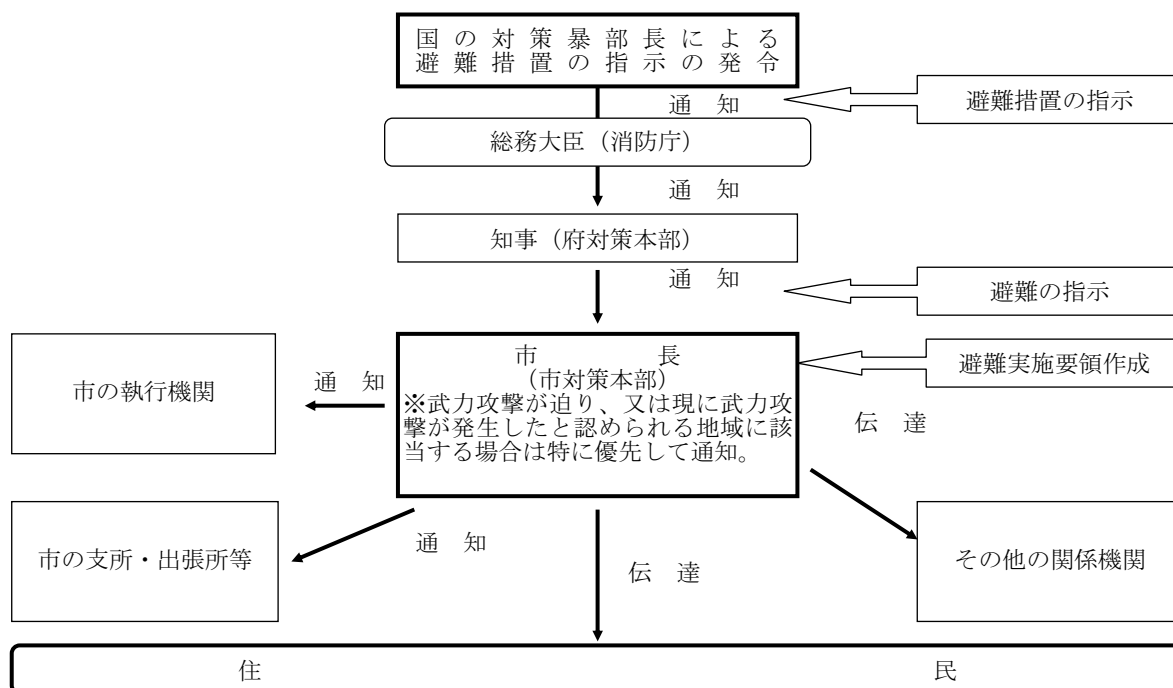
市は、府の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。

② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

〈市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達〉



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難の指示に際しての調整

市は、避難措置の指示を受けた場合、速やかに避難の指示に必要な以下の内容等について関係機関等から情報を収集するとともに、府と協議等を行う。

ア 要避難地域に指定された場合

- (ア) 避難住民の把握（住民以外の市滞在者等も含む。）
- (イ) 誘導能力の把握
- (ウ) 府への支援要望及び広域的な調整の実施

イ 避難先地域に指定された場合

- (ア) 避難施設の状況、受入体制の確認

3 要避難地域の拡大設定

要避難地域及び避難先地域は、武力攻撃の現状及び予測を踏まえた国の対策本部における専門的な判断により最終的に決せられることになるが、地理的特性や交通事情等から要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、市長は知事に対し要避難地域の拡大を要請することができる。

4 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施

要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、府計画に記載される「市町村の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

- ① 要避難地域等及び避難住民の誘導の実施単位
 - ・要避難地域等の住所の詳細な記載
 - ・地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載（自治会、事務所等）
- ② 避難先
 - ・避難先の住所及び施設名の具体的な記載
- ③ 一時集合場所及び集合方法
 - ・一時集合場所等の住所及び場所名の記載
 - ・集合場所への交通手段の記載
- ④ 集合時間
 - ・避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間の記載
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
 - ・集合場所等での避難の実施単位や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等の記載
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
 - ・避難誘導の交通手段の明示
 - ・集合後の避難誘導の開始時間及び避難経路の具体的な記載
- ⑦ 市町村職員、消防職員及び消防団員の配置等
 - ・関係市町村職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務の明示
- ⑧ 要配慮者への対応
 - ・高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の優先的避難方法の検討
 - ・病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の施設単位での避難方法の検討
 - ・民生児童委員、自主防災組織及び自治会等による避難誘導の実施協力の記載
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
 - ・要避難地域における残留者の確認方法の記載
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
 - ・避難誘導中の避難住民に対する食料・飲料水・医療・情報等の支援内容の記載
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
 - ・避難住民の誘導の円滑な実施に最低限必要な携行品、服装の記載
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
 - ・問題が発生した際の緊急連絡先の記載

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)

イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

オ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)

(府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

カ 要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、府警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (府対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、府を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、府を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 (平成16年法律第114号) 第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

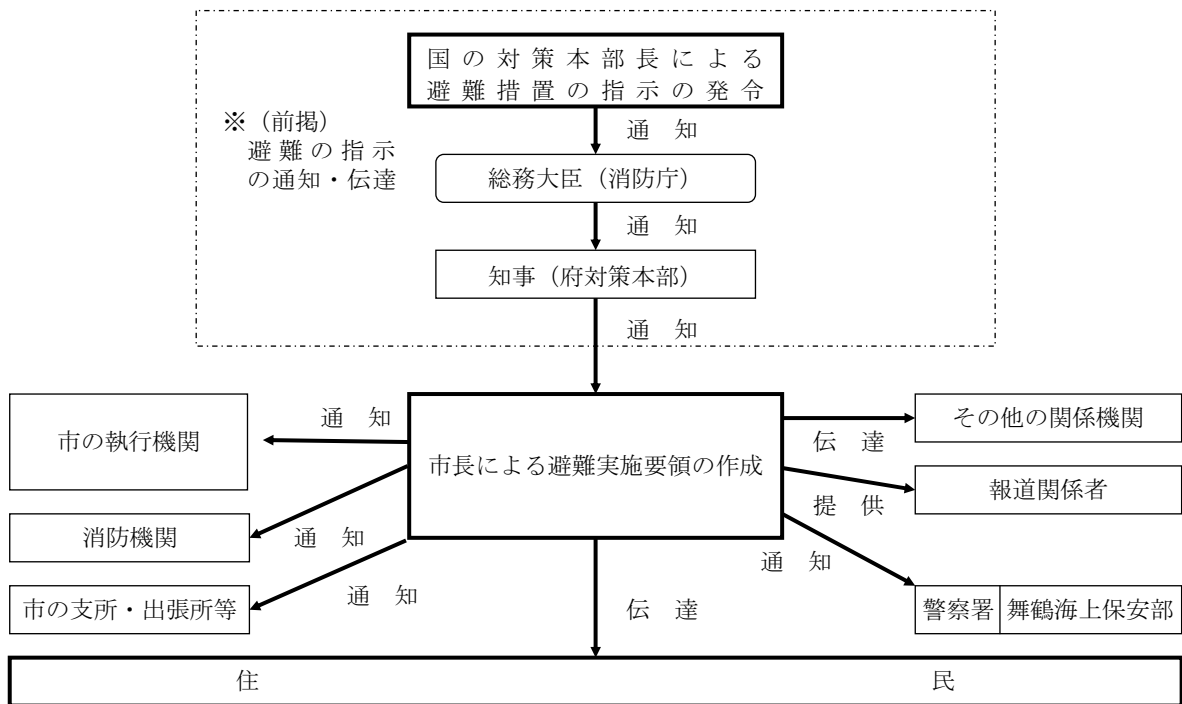
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部部長及び自衛隊京都地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

〈市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達〉



5 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防長並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

この場合において、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより災害時要援護者の避難誘導を優先することに配慮する。

また、市長は、避難住民を誘導するとき、必要に応じ、食料、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努める。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報

の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

消防本部等による避難住民の誘導における留意事項については、資料編に掲げる「消防機関における国民保護措置上の留意事項等について（平成18年1月31日消防消7、消防災43、消防運2）」の第4「警報の伝達、避難住民の誘導等」を参考とする。

資料編・消防機関における国民保護措置上の留意事項等について

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

市長は、警察官等が避難住民を誘導している場合において、警察署長に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求められることができるほか、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、「避難支援プラン」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、府警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、府警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 積雪時における住民の避難

市は、積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に時間を要することから、府と連携し、避難住民の健康管理や交通路の確保などについて十分配慮する。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、府警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

ア 避難誘導を行う者は、法第66条第1項の規定により、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者等に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

イ 警察官又は海上保安官は、アの場合において、警告又は指示に従わない者がいる場合や警告又は指示を行ういとまがない場合などについては、法第66条第2項の規定により、立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生じるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去等必要な措置を講じることができる。

(13) 病院等の施設在所者の避難

市は、病院、老人福祉施設、障害者援護施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対し、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、職員による引率、保護者等への連絡及び引渡、車椅子や担架による移動の補助などできる限りの措置を講じるよう要請する。なお、施設の管理者や市のみでは、十分な運送手段を確保することができない場合、市長は、府、府警察、第八管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関に運送手段の確保の協力を要請するものとする。

(14) 府に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、府による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必

要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(15) 避難住民の運送の求め等

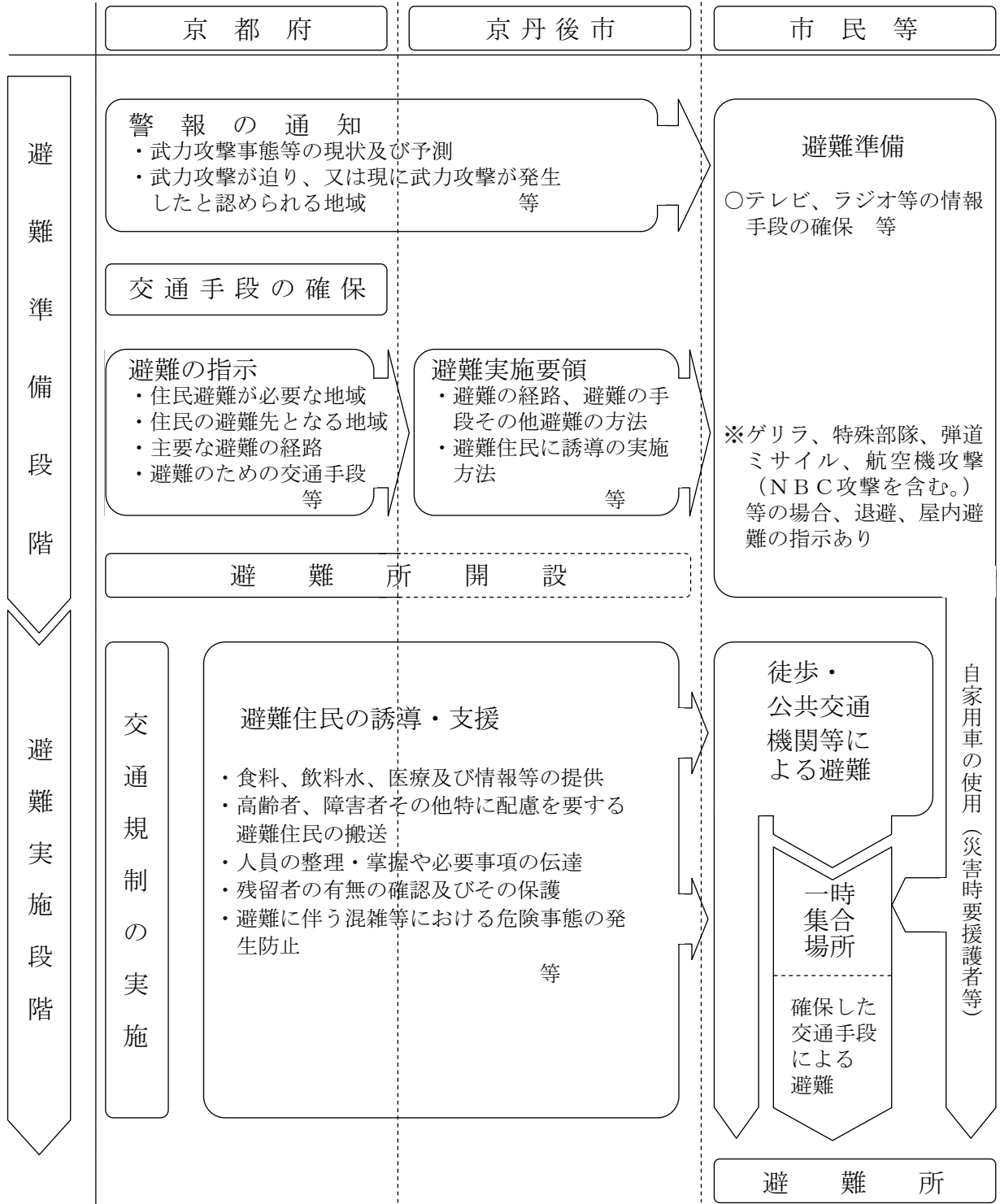
市長は、避難住民の運送が必要な場合において、府との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。また、府に対して、運送手段を確保するよう要請する。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、府を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、府対策本部長に、その旨を通知する。

(16) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。なお、避難の指示の解除についての関係機関への通知及び住民への伝達方法については、避難の指示と同様とする。

〈避難イメージ〉



6 武力攻撃事態等における避難の種類と対応

攻撃の種類	避難対策	備考
弾道ミサイル攻撃の場合	<p>① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</p> <p>実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。</p> <p>② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。</p> <p><u>弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ</u></p> <p>ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示</p> <p>対策本部長 <u>警報の発令、避難措置の指示</u> ↓ (その他、記者会見等による国民への情報提供) 知事 <u>避難の指示</u> ↓ 市長 <u>避難実施要領の策定</u></p> <p>イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p>	<p>弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。</p>
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	<p>① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。</p> <p>なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。</p> <p>② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び府警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については攻撃当初は一時的に屋内に避難させ移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。</p> <p>③ 以上から避難実施要領の策定に当たっては各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。</p> <p>○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応</p> <p>「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送</p>	<p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。</p> <p>特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。</p>

	<p>手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。</p> <p>○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応</p> <p>当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、府警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。</p> <p>特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。</p>	
航空攻撃による場合	<p>弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少ないこと、攻撃目標を特定することが困難であることから、航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。</p>	
着上陸侵攻の場合	<p>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、府の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を踏まえて対応することを基本とする。</p>	<p>平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、検討を進めていく。</p>

第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

【救援に関する措置】

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

2 関係機関との連携

(1) 府への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

なお、「事務の委任を受けた場合」とは、法第76条に基づき、知事が救援の内容及び期間を通知した場合のことを指している。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又は

その応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

資料編・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(2) 救援の実施内容

ア 収容施設の供与

(ア) 避難所

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設し、適切な運営管理を行う。また、収容期間が長期にわたる場合、長期避難住宅の設置又は賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを行う。

(イ) 応急仮設住宅

武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、応急仮設住宅の設置又は賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを行う。

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等

(ア) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対し、備蓄物資の活用やあらかじめ締結した協定等により物資の調達を図り、炊き出しその他の方法により食品を給与する。また、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

(イ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、備蓄物資の活用やあらかじめ締結した協定等により物資の調達を図り、その給与等を行う。

ウ 医療の提供及び助産

(ア) 医療の提供

a 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療を受けることができない者に対し、応急的な処置として行うもので、原則として、医師、看護師等による救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院、診療所又は施術所に

おいて行うことができる。

- b 医療の内容は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、看護等の応急的な医療とする。
- c 多数の負傷者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等は、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班を編成し、派遣する。

(イ) 助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産を受けることができない者に対し、必要な措置を行う。

エ 被災者の捜索及び救出

被災者の捜索及び救出に際し、被災情報や安否情報等の情報収集に努めるとともに、府警察、消防機関、自衛隊及び海上保安庁の関係機関が行う捜索救出活動に対して、必要な連携・協力を行うものとする。

オ 埋葬及び火葬

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送体制の確保を図る。また、府警察及び海上保安庁による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に対して、必要な連携・協力を行うものとする。

なお、法第122条及び法施行令第34条の規定により墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応に留意する。

カ 電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者に対し、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、ファクシミリ又はインターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、避難所に設置し、提供する。

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等日常生活に必要最小限度の部分について、応急修理を行う。

ク 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷したため、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部等生徒を含む。）に対し、教科書等の給与を行う。

ケ 死体の捜索及び処理

死体の捜索及び処理については、被災情報、安否情報等を踏まえ、府警察、消防機関、自衛隊及び海上保安庁の関係機関に対して、必要な連携・協力を行うものとする。

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、当該障害物の除去を行う。

(3) 救援における府との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、府と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

4 災害時要援護者に対する配慮

(1) 情報伝達への配慮

市は、府と協力し、避難住民中の災害時要援護者への正確な災害情報等の伝達のため、避難施設の管理者と連携し、次のことに配慮する。

ア ラジオ、テレビの設置

イ 新聞記事の配布

ウ 災害情報及び生活関連情報の文字による提供

エ 視覚障害者に対し、文字情報を読み上げ伝達する支援員の配置等

オ 聴覚障害者に対し、手話通訳者の派遣等

(2) 収容施設の運営等に対する配慮

ア 収容施設の設置

(ア) 災害時要援護者が利用しやすい構造及び設備を有した仕様（段差の解消、障害者用トイレの設置等）

(イ) 機器の整備（車椅子等の福祉機器）

(ウ) 視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器の確保等（ラジオ、ファクシミリ、テレビ等）

イ 避難所の運営

(ア) 災害時要援護者が抱える不安等を解消するための避難所の相談体制の整備

(イ) 介助員等の配置

(ウ) 災害情報及び生活関連情報の文字による提供及び手話通訳者等のボランティアとも連携した情報伝達体制の整備

(エ) 災害時要援護者のニーズに配慮した食品及び生活必需品の確保

(オ) 救護班等による巡回健康相談、栄養相談、診療等による健康状態の把握（避難生活の長期化に伴う健康障害の予防、高齢者、妊産婦、障害者、難病患者、その他疾病を持った人の健康状態の悪化防止）

(カ) 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、必要な医療が得られる医療機関への移送

(3) 応急仮設住宅等の供与

応急仮設住宅等の建設については、災害時要援護者の利用に配慮した施設、設備のバリアフリー化に努める。

(4) 支援ニーズの把握等

避難所では、災害時要援護者の生活支援に配慮して、介護等を専門に行うボランティアなどを配置するなど適切な運営体制に努める。

(5) 外国人

ア 外国人が抱える不安等を解消するために、通訳・翻訳ボランティアとも連携した避難所の相

談体制の整備

イ 武力攻撃災害等及び生活関連の情報の多言語の推進

5 健康への配慮

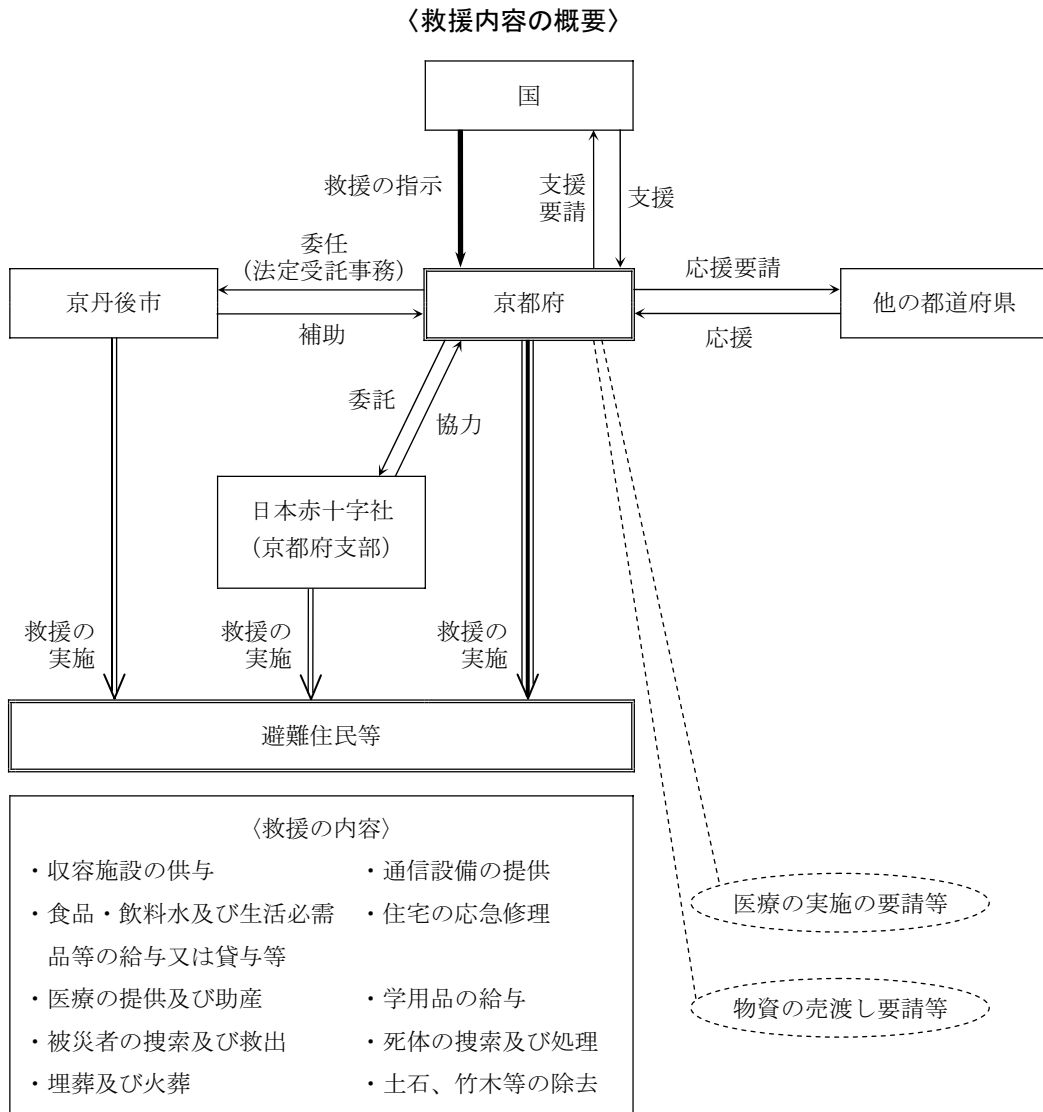
(1) 健康相談の実施

市は、府と連携し、環境の変化等から生ずる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するため、医療関係者による定期的な巡回指導、相談を実施する。

また、ボランティアや救援等の従事者の健康への配慮に努める。

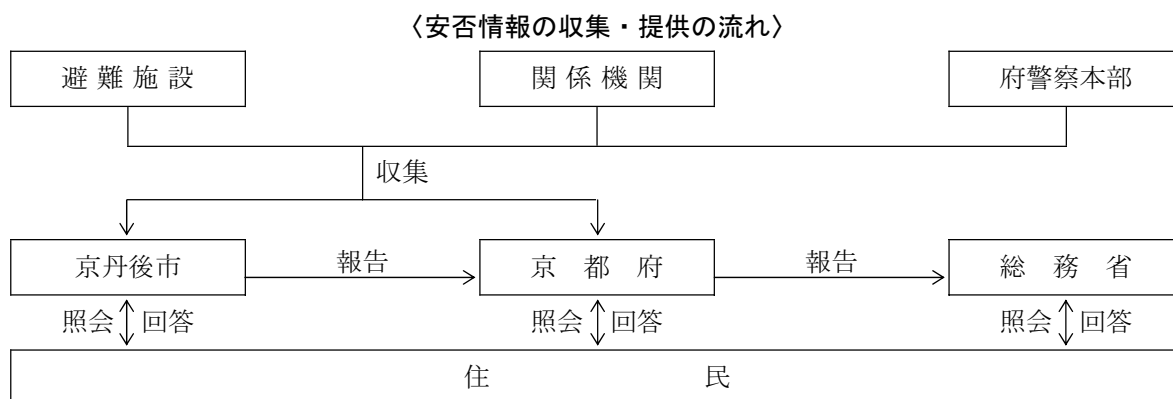
(2) 心の健康相談の実施

市は、府と連携し、心的外傷後ストレス障害（PTSD）など精神的に不安を抱えた避難住民等の心の健康問題に対応するため、相談窓口を開設する。



第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



安否情報の収集項目
避難・負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村にある者を含む。）
①氏名
②出生年月日
③性別
④住所
⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
⑥個人を識別するための情報（①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合）
⑦居所
⑧負傷・疾病状況
⑨連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村で死亡した者を含む。）
上記①から⑥の情報に加えて
⑩死亡日時・場所・状況
⑪死体の所在

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

資料編・安否情報関係様式 様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）
・ 様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 府に対する報告

市は、府への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編・安否情報関係様式 様式第3号 安否情報報告書

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

資料編・安否情報関係様式 様式第4号 安否情報照会書

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料編・安否情報関係様式 様式第5号 安否情報回答書

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社京都府支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 安否情報伝達手段の活用

市は、NTT西日本が設置する「NTT災害用伝言ダイヤル」、「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」やエヌ・ティ・ティ・ドコモ関西が設置する「iモード災害用伝言板サービス」、また、「被災者情報登録検索システムIAA」など災害時の安否情報の伝達システム等の利用を広く市民に呼びかける。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や府等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

消防本部等による武力攻撃災害の兆候の通報における留意事項については、資料編に掲げる「消防機関における国民保護措置上の留意事項等について」の第3「武力攻撃災害への対処」を参考とする。

資料編・消防機関における国民保護措置上の留意事項等について

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、法第111条第1項の規定により、武力攻

撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講じるべきことを指示するものとする。

2 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避（目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れることをいう。）の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、府、警察、海上保安庁、自衛隊等関係機関との情報の共有や警察による交通規制などの活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、府の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合

は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び府からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、府警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて府警察、海上保安部、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における府警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、府警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入っている野積みされたドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは取用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に留意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

資料編・消防力の現況

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ

又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど府の受援計画等に基づき消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。また、府が消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の強化のため進めている京都府救急医療情報システムを活用し、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応する。

【京都府救急医療情報システム】

救急医療機関の情報端末から空きベッドや医療機関の稼働状況などの情報を的確に収集し、医療機関や消防本部等へ必要な情報を迅速に提供することにより、円滑な救急医療の連携体制を維持するシステム。府内全域を対象に、24時間体制で稼働。なお、府民からの問い合わせに対し、今現在、診療が受けられる初期救急医療機関の情報も提供する。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び府対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、府警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 本市が被災を免れ、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたとき、市長は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、府その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。また、府に対し、生活関連等施設の対応状況の情報提供を求める。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

消防本部等による支援における留意事項については、資料編に掲げる「消防機関における国民保護措置上の留意事項等について」の第4「警報の伝達、避難住民の誘導等」の5「生活関連等施設の安全確保のための支援」を参考とする。

資料編・消防機関における国民保護措置上の留意事項等について

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、府警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

〈危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置〉

	項 目	根 拠 法 令
対	① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの	国民保護法施行令第29条
	② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の	地域保健法第5条第1項の政令により

象	劇物（同法第3条第3項の毒物劇物業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの	市又は特別区が登録の権限を有する場合
措 置	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限	危険物については、消防法第12条の3 毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号
	② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限	国民保護法第103条第3項第2号
	③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄	国民保護法第103条第3項第3号

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、前表の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害への対処等

市は、京都府に隣接して所在する原子力発電所である関西電力(株)高浜発電所（福井県高浜町）が武力攻撃災害を受けた場合における対処等について、原則として、市地域防災計画の定めにしたがった措置を講じる。

また、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講じる。

本市（峰山庁舎）と高浜原子力発電所では、直線距離で40キロメートル以上離れており、EPZの範囲外であるが、市地域防災計画において、一般計画編の中で、放射性物質事故対策の一環として「府外原子力災害等事故の場合は、事故対策本部を設置し事態の推移に応じた体制をとる。」としているため、保護計画においても当該発電所が武力攻撃災害を受けた場合の対処について定める。

(1) 地域防災計画にしたがった措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画に定められた措置にしたがった措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は府より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣）及び知事に通報する。

ウ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知にしたがって、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 住民の避難誘導

ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」と必要な連携を図る。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、府やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

(7) 職員の安全の確保

市長又は消防長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

第5 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合において

は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、府警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を府に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、総務部本部指令班においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、救護厚生部医療救護班等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

5 市長又は消防長の権限

市長又は消防長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、消防本部、消防署の協力を得て、府警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法第108条第1項	対象物件等	措置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は消防本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や府から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、府警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。また、府に対し、ヘリ等からの伝送映像の情報提供を要請する。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、府及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により府が指定する時間に府に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、府及び消防庁に報告する。

【火災・災害等即報要領による報告（武力攻撃災害即報）】

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、資料編に掲げる様式を用いて報告する。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

資料編・火災・災害等即報要領による報告様式

消防本部等による被災情報の報告における留意事項については、資料編に掲げる「消防機関における国民保護措置上の留意事項等について」の第4「警報の伝達、避難住民の誘導等」の4「被災情報の報告」を参考とする。

資料編・消防機関における国民保護措置上の留意事項等について

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、府と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、府等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、府と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、府と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、府に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を府と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、府と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示

するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

①初期対応	ア 被災状況、避難所への避難状況等を確認し、し尿、ごみ、がれき類の処理見込み等を把握する。 イ 必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。
②処理活動	ア し尿処理施設、下水道処理施設、ごみ処理施設等の被害状況と稼働見込みを把握し、最終処分までの処理ルートを確認する。 イ 必要に応じて、ごみ、がれき類の仮置場等を確認する。 ウ がれき類の処理にあたっては、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。 エ 仮設トイレ、仮置場等の管理にあたっては、必要な消毒剤等を確認し、十分な衛生状態を保つ。 オ ごみ、がれき類は、リサイクルを図りつつ廃棄物の適正な処理を行う。
③府等への応援要請	ア 収集運搬、処分に必要な人員、運搬車両又は処理能力等が不足する場合には、近隣市町又は府に応援要請する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、府に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 文化財の保護

本市に所在する国指定重要文化財を始めとする多数の文化財は、貴重な国民的財産であり、永く将来に伝えていかなければならないものである。市は、府、国等関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と連携・協力して、武力攻撃災害からこれら文化財を守るため、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 文化財の保護

市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財、史跡名勝天然記念物等及び府指定・登録文化財等（府の指定及び登録の有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は文化財環境保全地区等）（以下「文化財」という。）を武力攻撃災害から守るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び京丹後市文化財保護条例（平成16年条例第121号）に基づき、適切な措置を講じる。

また、市は、武力攻撃災害からの文化財の保全策について、府及び他市町村と連携し、協議・検討を行うものとする。

(1) 文化財の所有者等との連携

市教育委員会は、文化財の所有者等との連携の強化に努める。

(2) 災害発生時における緊急措置等に係る指針の内容の周知・指導

市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し文化庁が定めた「重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成13年3月文化庁文化財部編）」及び「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き（平成9年6月文化庁文化財保護部編）」を周知し、指導を行うとともに、地域防災計画文化財災害予防計画に記載する防災対策とも併せ、日常的な防災体制の確立を図ることを通じて、武力攻撃事態等における文化財等の保護を図る。

(3) 文化財の被災情報等の連絡等

- ① 市及び市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し警報や避難の指示などの情報を、迅速かつ的確に伝達する。
- ② 市教育委員会は、文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、文化財の滅失、き損その他の被害に関する情報を速やかに関係機関並びに文化財の所有者及び管理団体等に対し、連絡する。
- ③ 警報や避難の指示や文化財の被災情報の連絡を受けた市などの関係機関並びに文化財の所有者及び管理団体等は、連携して文化財の保全のため、必要な措置を講じるものとする。

資料編・指定文化財一覧

・文化財環境保全地区一覧

2 文化財保護の特例

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、文化財保護法に定める手続に従って、速やかに所有者又は管理団体等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、市教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を

文化庁長官に対し連絡する。

3 文化財の応急対策

文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、市教育委員会は、安全の確保に十分に配慮の上、必要に応じて職員の現地への派遣や関係機関及び府文化財保護指導委員の協力等により、被害状況等の情報を収集する。

また、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、以下の応急措置を速やかに講じることができるよう努めるとともに、重要文化財等が被害を受けた場合は、直ちに文化庁長官に報告する。

- ① 被害が小さいときは所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
- ② 被害が大きいたときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- ③ 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- ④ 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

4 文化財の復旧

市及び市教育委員会は、武力攻撃災害により、文化財に被害が発生したときは、被災状況及び周辺の状況を勘案しつつ、迅速に現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づく復旧計画の策定に努め、国に対し早急な復旧等に必要な措置を講じるよう要請する。

第 1 1 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために府等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 心の健康対策

市は、被災体験、避難生活などのストレスによって生じる避難住民等の心の健康対策について、府及び関係機関と連携を図り、また精神科医等の専門家の協力を得て実施する。

(4) 風評被害の防止・軽減

市は、関係機関及び関係団体と連携して、観光を始め各種産業への風評被害を防止又は最小限に止めるため、広報活動等を行う。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び漁港及び臨時ヘリポート等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第12章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

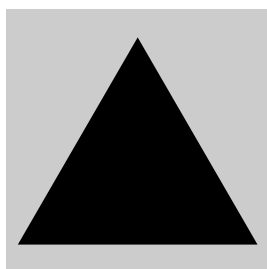
【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章



オレンジ色地に青色の正三角形

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

資料編・身分証明書のひな型

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

交付（使用）権者

特殊標章等を交付及び使用させる職員

市 長	<ul style="list-style-type: none"> ・市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの ・消防団長及び消防団員 ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
消 防 長	<ul style="list-style-type: none"> ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、府及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。